

平成 27 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社大戸屋ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 窪田 健一  
( J A S D A Q ・ コード 2 7 0 5 )  
問合せ先 執行役員経営企画部長 松岡 彰洋  
電 話 0 4 2 2 - 2 6 - 2 6 0 0

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年12月末までに開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に係る基準日について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 27 年 9 月 30 日（水曜日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 平成 27 年 9 月 14 日（月曜日）
- (2) 基準日 平成 27 年 9 月 30 日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.ootoya.jp/ir/>

#### 2. 本臨時株主総会開催日及び付議議案について

本臨時株主総会の開催日時、開催場所、上程する議案などの詳細につきましては、今後開催する当社取締役会において決定次第、改めてお知らせいたします。

以上